

事務連絡
令和3年2月5日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局看護課

ワクチン接種に係る看護職員の確保について

日頃より、看護行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ワクチン接種に係る看護職員の確保については、「へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣について」(令和3年2月5日付事務連絡(別添参照))において、本年4月1日から、へき地における看護職員等の医療機関への労働者派遣を可能とする予定であり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)の改正後は、へき地にある新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場における看護師等の確保にも労働者派遣を活用できる旨をお知らせしたところです。

さらに、地方自治体における一般住民に対する新型コロナのワクチン接種体制のための看護職員確保については、上記の方法の対象とならない自治体を中心に、潜在看護職員を活用する方法も効果的と考えられることから、現在、各都道府県ナースセンターにおいて就職希望を登録している潜在看護職員を活用し、各自治体におけるワクチン接種のための看護職員求人ニーズについて幅広く、積極的なマッチング支援を行っていただきたい旨、中央ナースセンターから各都道府県ナースセンターに周知していただいております。

今後、ワクチン接種のための看護職員が必要な場合は、早い段階から各都道府県ナースセンターに求人のご相談をいただくことが効果的であることから、関係部局及び管内市町村に周知をお願いいたします。

なお、地方自治体において、看護職員の募集・求人を行うに当たっては、これまで保健所等の機関において募集・求人を行うことが事務的に負担であるところのご意見を伺っているところであり、ワクチン接種体制に係る募集・求人を行うに際しても、機関毎ではなく本庁で一括して募集・求人を行うことが効率的と考えられるため、参考にしていただくとともに、併せて周知のほどをよろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井、片山

電話：03-5253-1111（内線 4171、2599）